

(様式第 12 号)

年 (年) 月 日

豊中市身寄りのない高齢者支援事業補助金誓約書

豊 中 市 長

誓約者

事業者名

代表者名

電話番号

豊中市身寄りのない高齢者支援事業の事業者の登録の申込みにあたり、次の事項を承諾し固く守ることを誓約します。

(規約の同意)

1. 豊中市 ICT 見守り事業実施要綱に基づく ICT 見守りサービス委託事業者（以下「委託事業者」という。）が別に定める規約について、同意すること。

(登録事業者の要件)

2. 本要綱の第 14 条の登録事業者の要件を満たしていること。

(交付決定者との面談等)

3. 交付決定者との対面での面談、必要に応じて ICT 見守り機器設置の立ち会いを行うこと。

(エンディングノート・人生会議等の作成補助)

4. 交付決定者のエンディングノート・人生会議等の作成の補助を行うこと。

(相談対応)

5. 交付決定者からの終活等の相談に対し、誠心誠意対応すること。

(異常通知の確認)

6. 異常通知が受信について、常時（土日祝含む 24 時間対応）確認すること。

(異常通知受信時の対応)

7. 異常通知受信時に利用者へ安否確認を行い、確認が取れなかった場合は、異常通知を受信してから原則当日中に委託事業者に代理訪問を依頼し、必要に応じて警察・消防への出動要請を行うこと。
ただし交付決定者と協議し、同意があればこの限りでない。

(ICT 見守り機器撤去時の対応)

8. ICT 見守り機器の解約後、施設入所や市外転居等で利用者から電球を回収できないときは、代理で機器返却の対応を行うこととする。また、万が一電球が返却できない場合の費用負担について、予め交付決定者を取り決めておくこと。

(利用者を取り交わす書類の提出)

9. サービス開始までに利用者を取り交わす書類を市長に提出すること。

(サービスを強要することのない仕組みづくり)

10. 豊中市身寄りのない高齢者支援事業補助金交付要綱の別表 2 に掲げる補助対象サービス以外の利用者の意向に沿わないサービスを強要しない仕組みづくりを構築し、利用者に対して、その旨を説明すること。

(初期費用等の金額の変更)

11. 事業者登録の有効期間内に初期費用等について、変更を行わないこと。

(差額請求)

12. 事業者が設定した金額から補助金の交付決定金額を差し引いた差額については、利用者に請求すること。

(利用者の解約)

13. 利用者からの解約の申出があった場合は、速やかに市長に報告すること。

(関係法令の遵守)

14. 市長が定める関係法令を遵守すること。

(法人税等)

15. 法人税又は所得税、消費税、地方消費税及び市町村税に未納の税がないこと。

(秘密保持及び個人情報保護)

16. 事業者は、個人情報の保護に関する取扱い基準を定め、秘密の保持及び個人情報の保護に必要な措置を講じること。事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 44 号）その他法令等を遵守し、従事者または従事者であったものが、正当な理由なく、業務上知り得た利用者の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。

(その他の事項)

17. 本誓約書に定めのない事項については、市長と協議のうえ、定めるものとする。